

分会ニュース

発行責任者 多田 一夫
発行編集者 教 宣 部

「嚴重注意」処分は絶対に許さない！！

会社は、1月2日に東海労組合員を勤務終了前に呼び出し、「嚴重注意」処分を通知した。内容は、「ロックシリンダー戻り不良の作業について」の時系列等報告書の強要であった。その事象は、「B担務者は機器検査作業で時間一杯であり上記作業には手付かずであったこと。」「改良型のドアロックでありドアロックシリンダーの引っかかり傷があり、だいぶ前から傷がついていたと考えられる。」改良工事での作業でロックシリンダー油圧ホースがドアキセで押さえられていた可能性が大きいのである。

会社は「平成20年10月29日、再三の注意指導にも拘らず、業務指示に反して時系列等報告書の記載を拒否したことは、社員として不都合な行為である。よって、就業規則第140条及び同第141条により嚴重注意する」という処分を通知してきた。会社は、当日に作業に携わった社員を事情聴取し、事象はわかっているにもかかわらず時系列等報告書を強要して、拒否したことに対しての処分なのである。

また、処分の事由を「再三注意指導にも拘らず・・・」としているが、一度しか「業務指示」は受けていないのであり、再三の注意指導はウソである。それは、大二両の管理者が虚偽の報告をして、何が何でも強要し処分を行うための会社の対応である。

私たち J R 東海労大二両分会は、時系列等報告書の強要は絶対に許すことは出来ないのである。

時系列等報告書の強要より原因究明を！！

昨年10月1日に会社の掲示板に二回目の「迅速かつ正確な報告の重要性について」の掲出以降、各所にて処分の乱発が起きている。会社の対応が新たに変わり、何が何でも書かせることを強要してきている。会社のいうことは聞け「命令と服従」「規律と忠誠心」の社員管理強化を強引に打ち出している。

この様なやり方が続く限り、真の原因究明は出来ないと分会は考える。起きた事故や事象の問題の原因は何か、背後要因等を深く追求しない限り、本当の原因はわからない。

時系列等報告書の強要・処分乱発では安全確保は絶対出来ないし、働く社員は委縮してしまうだけである。

今回、会社が出した「嚴重注意」処分は時系列等報告書を何が何でも書かせ、書かなければ処分を出す事が目的化している。真の安全確保に繋がらないことを明らかにする。

私たち J R 東海労大二両分会は、時系列等報告書の強要は許されないし、「嚴重注意」処分の撤回と真の原因究明を要求するものである！